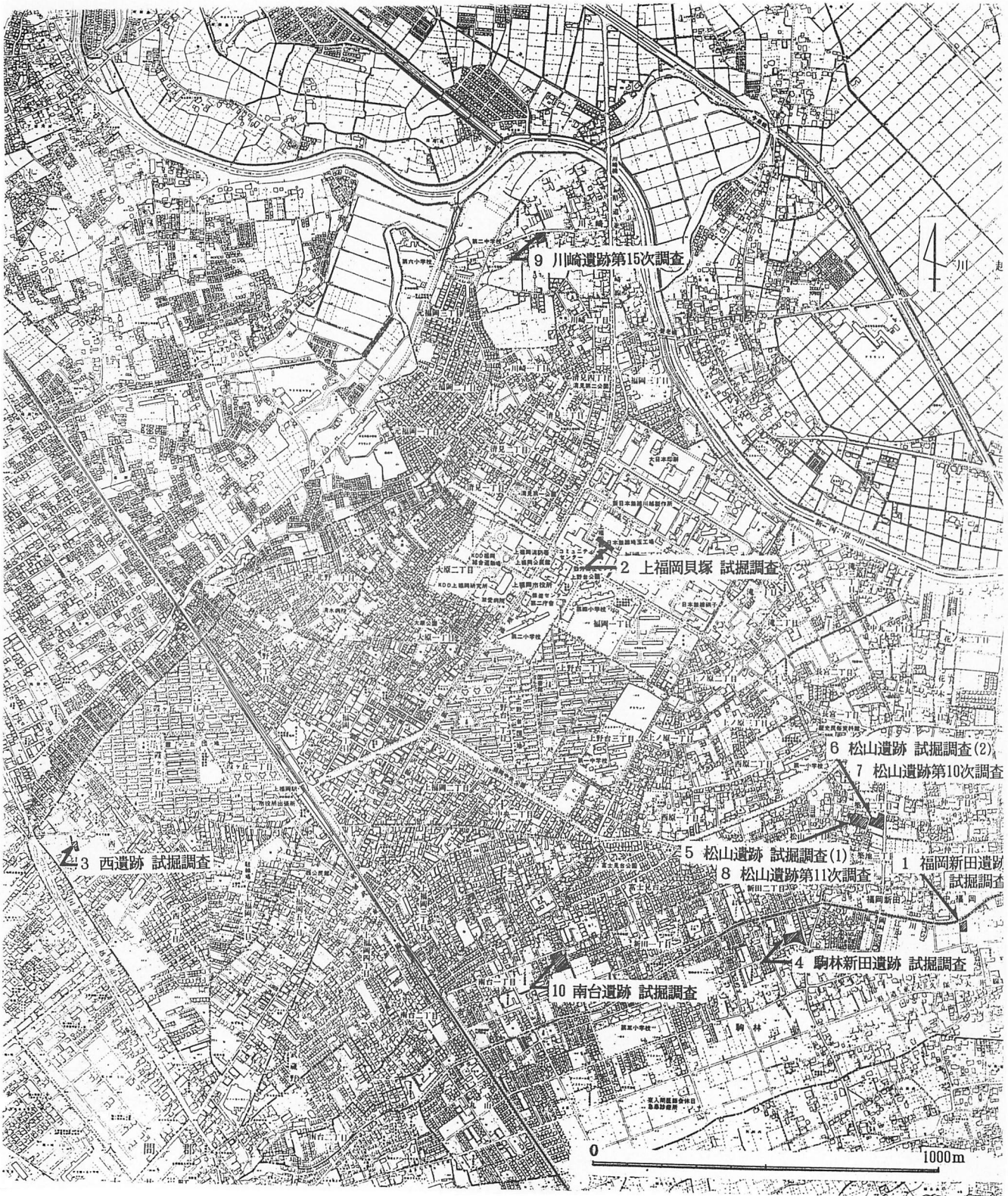




第1図 遺跡位置図

I 調査に至る経過

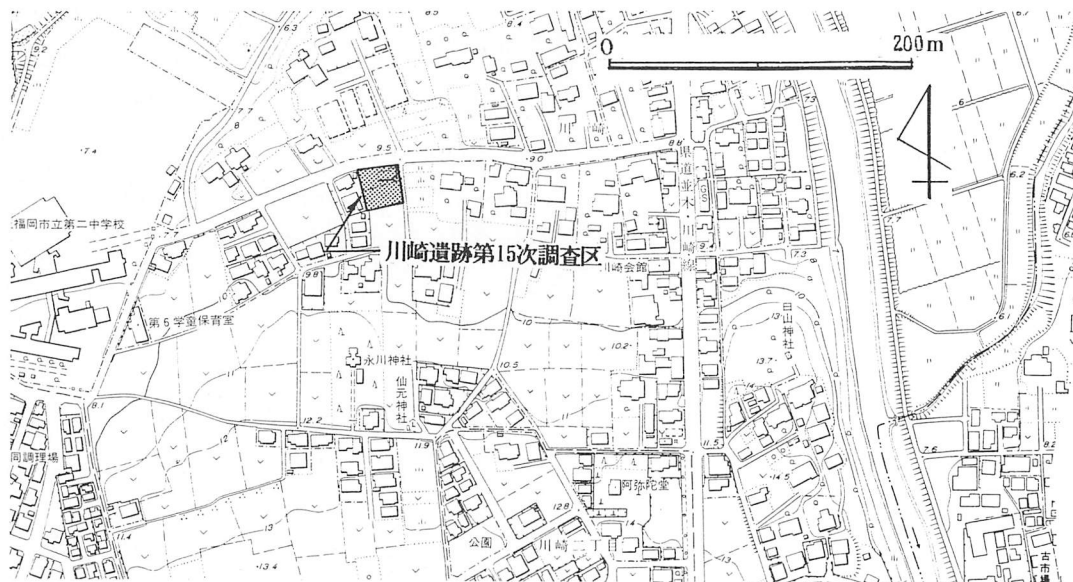
武蔵野台地の縁辺にあたる上福岡市域は、大きく標高16～18mの武蔵野段丘面と標高8～10mの立川段丘面の台地と標高6～7mの沖積地帯にまたがっている。沖積地は古東京湾として、縄文前期の海進時には海辺を形成していたことから、台地の縁辺に所在する縄文時代前期の上福岡貝塚や川崎貝塚などが著名であるが、それ以降の縄文時代前期の鷺森遺跡、同中期のハケ遺跡や古墳時代初頭の権現山遺跡、また奈良・平安時代の松山遺跡や中世以降の長宮遺跡なども知られている。一方、沖積地には自然堤防が形成され、伊佐島遺跡の発掘調査で弥生時代末から古墳時代初頭と奈良時代の集落跡などが、近年調査され、新たな知見が加わっている。

このように、当市域には古来からの遺跡が数多く眠っているが、当市は首都圏30輦に当たり、昭和30年代より大規模な開発が行なわれ、遺跡の変更を余儀なくされてきた。近年では、大規模な開発は影を潜めたが、個人住宅の建設などの小規模開発が多い現状にあり、遺跡はいわゆる虫喰い状態となって、現状変更が進行している。そこで、当市では、文化財保存事業費の国庫補助金を受けて、個人住宅等の小規模開発に対し、記録保存の発掘調査を13年間に亘って実施し、その成果を「埋蔵文化財の調査」と題して(1)～(13)まで刊行してきた。今年度は第3次5カ年計画の4年次に当たり、下記の4遺跡7地点が調査の対象となった。

これらの発掘調査は、市庁内関係各課と連絡調整をとり、農地転用や開発申請を受けて、遺跡に影響を及ぼすものに対して、工事主体者と事前協議の結果、県文化財保護課の指導を受けて実施したものである。また、遺跡の有無が判明していない地点についても同様に、工事主体者と協議し、遺跡の有無を確認することを第1の目的として、県文化財保護課の指導を受けて、試掘調査として実施したものである。

なお、下記の2、3、4、5、6、10については、試掘調査のみを国庫補助事業の対象として実施し、遺構が確認された場合には、工事主体者と遺跡の取り扱いで再度協議を行なうことを予定していたものである。また、今年度の事業では、平成3年度の事業として実施した川崎遺跡第14次調査の整理作業を実施した。整理の内容は、出土遺物の水洗と数量の確認作業である。(笹森)

(遺跡名・調査の種類)	(所在地)	(調査面積)	(原因)	(調査期間)
1 福岡新田遺跡 試掘調査	駒林817-1	482㎡	個人住宅建設	4月23日～同26日
2 上福岡貝塚 試掘調査	福岡2-1-4	568㎡	事務所建設	5月7日～同8日
3 西遺跡 試掘調査	西2-5905	350㎡	防火貯水槽建設	7月23日～同31日
4 駒林新田遺跡 試掘調査	駒林新田727-1-3	2186㎡	共同住宅建設	8月3日
5 松山遺跡 試掘調査(1)	築地2-1-10	2029㎡	宅地造成	9月10日～同25日
6 松山遺跡 試掘調査(2)	築地2-2-2	1276㎡	宅地造成	9月26日～10月4日
7 松山遺跡第10次調査	築地2-2-6	450㎡	個人住宅建設	10月14日～同18日
8 松山遺跡第11次調査	築地2-1-20	280㎡	個人住宅建設	10月18日～同21日
9 川崎遺跡第15次調査	川崎字宮後口160-1	499㎡	個人住宅建設	10月23日～11月20日
10 南台遺跡 試掘調査	南台1-9	2118㎡	共同住宅建設	1月20日



ことが推察された。下の層より、鉄分を含んだローム粒子の層、U字状に鉄分を含み粘性をもった黒褐色土層、その内側に砂層があり、一時改修されたものと考えられる。その上は、ロームを含んだ黒褐色土層と表土である。出土遺物は、第6号住居跡から流入したと思われる数点の須恵器片のみで、溝の年代を限定できるものは出土していない。(柳沢)

VIII 川崎遺跡の第15次調査

川崎遺跡は武蔵野台地の縁辺にあたり、北側に500m程突出した、幅400mの舌状台地に位置している。台地の先端は標高8mで南方向に向かって徐々に高くなり、台地先端から南300mの地点では標高10m、南500mの地点では標高16m程である。川崎遺跡はこの舌状台地の大字名を冠した総称で、北東側の一部を宅地添遺跡として区分して調査を実施してきた。内訳は、川崎遺跡として14次、宅地添遺跡として4次の調査を行い、縄文前期の住居跡18軒、同後期1軒、古墳時代前期の住居跡1軒、同後期6軒、奈良・平安時代の住居跡27軒、さらに地下式坑や中世以降の溝跡などがみついている。

今回の調査区は、舌状台地の中央部に当たり、標高は9.5mで、平安時代の住居跡を確認した川崎遺跡縄文前期前半の住居跡や平安時代の住居跡を確認した第2次調査区の既存の住宅地に隣接し、縄文前期初頭の住



第10図 上福岡貝塚試掘調査区・川崎遺跡第15次調査位置図(1/5000)

居跡も検出した第3次調査区の北50mの地点である。

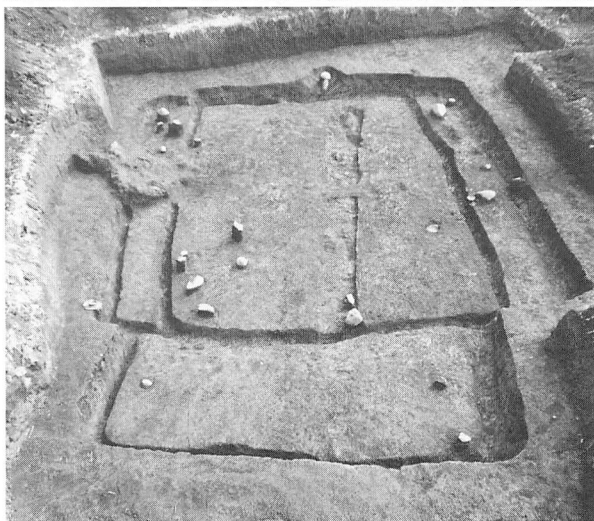
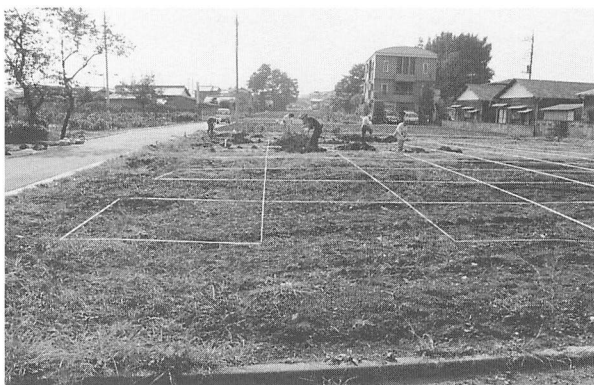
調査は、平成3年10月23日、調査区を設定して開始した。調査区は東側の土地境界線を基準にして2m間隔の方眼を、南よりA～P区、東西方向に1～15区と設定し、続いて1区・3区列のD・F・H区の表土を除去し、遺構の精査に努めながらローム面まで掘り下げ、さらに、5と7区列のD・F・H区、9と11区列のD・F・H区に移行した。この段階で、遺構の存在が明かとなったが、全体的な遺構の状況を確認すべく、北側のJ～N区の1～13区の調査に移った。その結果、F・3区、H・3区で住居プランの一部、D・3区で焼土と粘土、D・9区、D・11区、H・13区で住居プランを確認したので、周辺の拡張を行い、確認された住居の順に番号を付け、調査に移行した。なお、北側の住居が確認されなかったグリッドからは、縄文前期の黒浜式の土器破片が確認されているが、縄文期の遺構は検出されなかった。

全体図の作成、写真撮影を終え、機材を撤収したのは、11月20日であった。その後、重機にて埋め戻しを行なった。

●第1・2・6号住居

当初、プランの検討とカマド2基の確認から、2軒の重複住居と推察した。北側のカマドの住居を第1号住居、東側のカマドを第2号住居とし、第2号住居は西側に当たる長方形プランと推察した。しかし、北側カマド手前に周溝が確認され、北側カマドの外側にもう一つの住居が存在することが明らかとなった。周溝を調査する中で、この住居のカマドは、当初から確認されていた東側のカマドであることが判明した。その西側に寄った住居を改めて第6号住居跡とした。

第1号住居跡は、周溝の芯々で東西3m95、南北2m85で、カマドは北側壁面のやや東側に寄る。北側周溝内から石製紡錘車出土した。第2号住居跡は、東西3m80、南北3m80のほぼ正方形で、カマドは東壁面のやや南側に寄る。カマド袖部は第1号住居により壊されていたが、器設部は20cm



(上より) 調査の開始風景(北より)
第1・2・6号住居全景(西より)
第3号住居(西より)

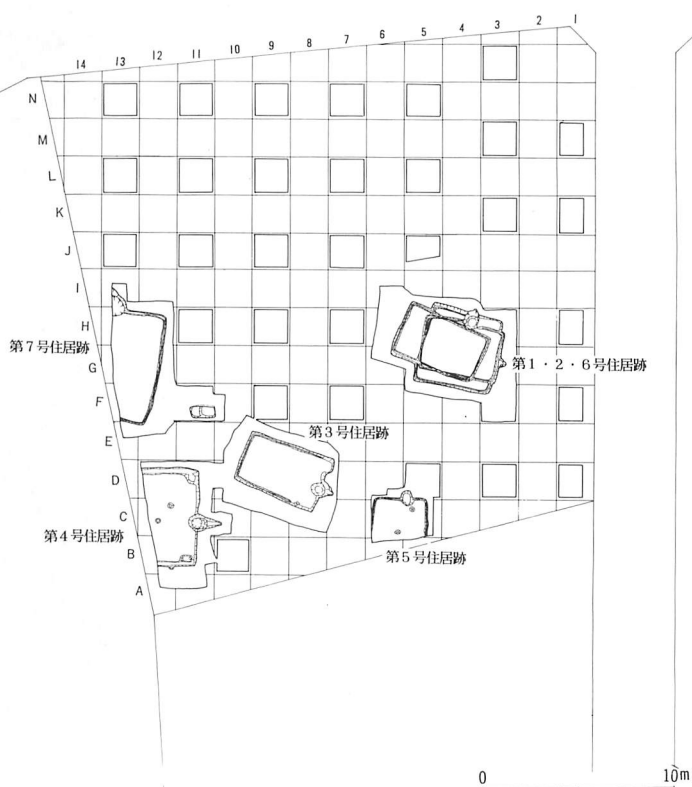
程の石を直立させた上面に須恵器坏を乗せていた。明かに器設部は、壁が囲む範囲より外側に30cm程突出していた。第6号住居跡は、東西4m25、南北2m70の長方形で、カマドは、第1号住居の北側カマドの燃焼部の焼土層が異常に大きいことから、北壁の東側に寄って設置されたものと思われる。各住居は、第6号(8世紀後半)―第2号(9世紀中葉)―第1号(9世紀～10世紀)の順に構築されたものである。

●第3号住居

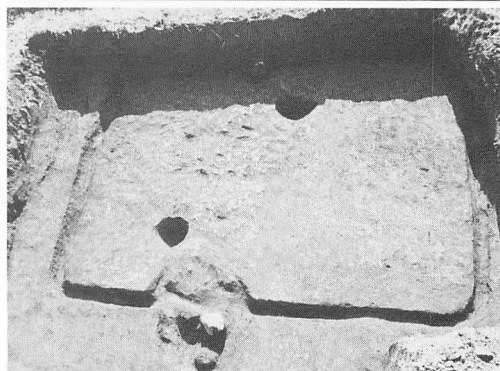
周溝の芯々で南北2m65の短軸と東西約4m30の長軸にとる長方形の住居で、カマドの設置された壁には周溝は無い。南壁直下から中央とカマド前にかけて床面が堅緻に踏み固められていた。壁高は約35cmで明瞭であった。カマド内より土師器甕の破片が出土した他は、覆土中より、須恵器坏の破片が出土した。時期の判定は難しいが、9世紀初頭であろう。

●第4号住居

西側は調査区の外に当たり、およそ半分しか調査できなかった。北側と南側に周溝があり、1・2号住居や3号住居と異なった幅20cmと広い。壁直下で南北方向5m80の正方形となる「大形住居」と思われる。カマドは、東壁のやや南側に片寄っている。南東コーナーに50×40cmの「貯蔵穴」が設置され、底面から約10cm程の自然石が出土した。また、覆土中央に焼土が厚さ20cmの層となって堆積していた。出土土器は小量であったが、8世紀終末の須恵器坏形土器が多い。



第11図 川崎遺跡第15次調査実測図(1/400)



(上) 第4号住居全景(北より)

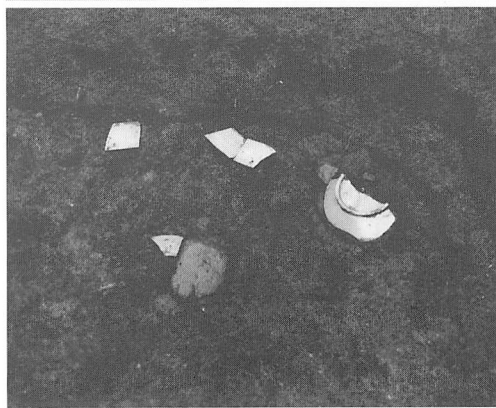
(下) 第5号住居全景(北より)

●第5号住居

当初、カマドを確認した。壁高は、非常に浅く3cm程度であったが、中央からカマド前にかけて床面が堅緻に踏み固められていたことから、入口は南側に当たろう。深さ7cm程の周溝がほぼ全周するものと思われ、周溝の芯々で東西2m80、やや南側に開くプランであった。出土遺物は、南側より出土した土師器甕形土器の口縁破片から、9世紀前半でも中葉に近い。

●第7号住居

西側は調査区外に当たり、調査は半分に止まった。深さ7～10cmの周溝が全周するものと思われ、住居規模は周溝の芯々で南北5m70を計る正方形の「大形住居」と思われる。カマドは、北辺の中央に検出されているが、半分強の調査である。壁高は5cm程で浅い。カマド前面と中央部に堅緻な床面が確認されたが、部分的に後世の攪乱で、保存状態は良好でない。北東付近から陰刻花紋の描かれた段皿の緑釉陶器が床面から出土した。カマド内から9世紀中葉の須恵器環形土器が出土した。坂野和信氏から、9世紀前半でも古い方に当たる緑釉陶器であるとのこと教授を頂いた。床面から炭化材が出土したことから焼失住居である。第4号住居覆土中の焼土は、この第7号住居の焼失に関したものである。



(上より) 第7号住居全景(北より)
第7号住居緑釉陶器出土状態

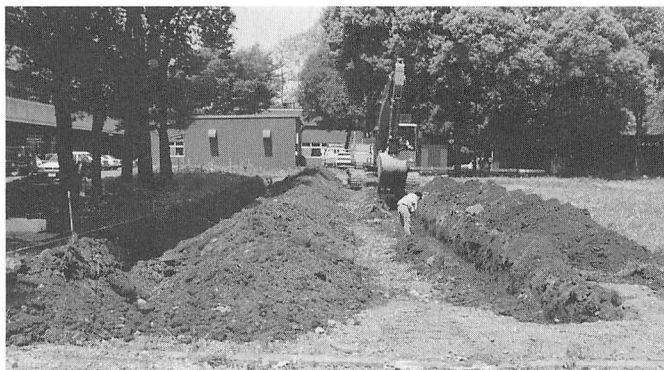
(笹森)

IX 上福岡貝塚の試掘調査

上福岡貝塚は、昭和12年、火工廠建設に伴って発見され、山内清男博士と関野克博士によって発掘調査されたのは余りにも有名である。その概要によると、縄文時代前期の住居跡が調査され、古墳時代の住居跡も同時に発見されている。さらに山内博士は、安行式土器や埴輪の存在にも触れておられる。しかし、詳細が不明であって、上福岡市教育委員会では、その敷地内に当たる、大日本印刷KK・新日本無線KK・日本無線KKの工場新築などの再開発の度に試掘調査を実施してきた。その結果、昭和63年には、新たに平安時代の住居跡4軒を調査した経緯がある。

今回の試掘調査区は、山内博士が調査した地点から北西方向におよそ

上福岡貝塚試掘調査
風景(南より)

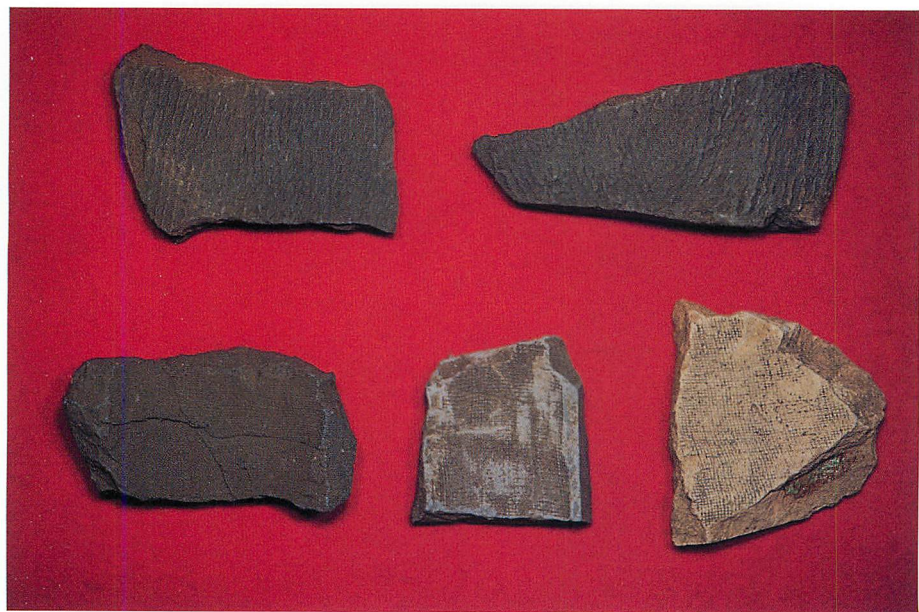




31 緑釉陶器
(川崎遺跡第15次 7号住居跡／平安時代／第3-97図)

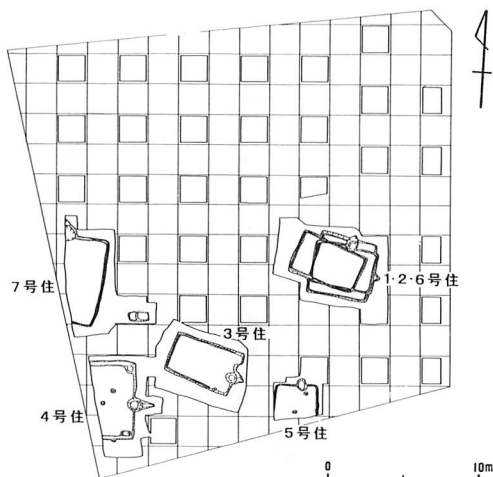


32 瓦塔^{がとう}の屋蓋部
(川崎遺跡新井氏宅／平安時代／第3-96図)



33 布目瓦 (川崎遺跡第1・2次／平安時代／図：文献119)

Ⅱ 考 古



第3-93図 川崎遺跡第15次遺構配置図〈1/500〉

は攪乱箇所を除き、しっかりと把握できた。中央部からカマド周辺にかけて良く踏み固められていた。カマドは東壁の南側によったところに設置されていたが、一部攪乱を受けていた（文献52）。

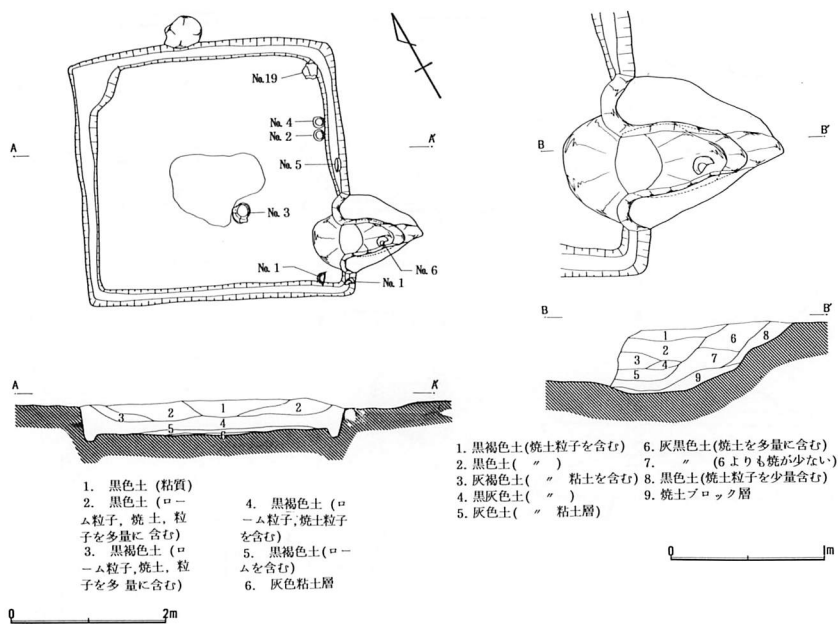
出土遺物は、中央部の床面から須恵器坏、カマドから土師器甕の破片がみついている。所属時期は9世紀第1四半期であろう。

川崎遺跡第15次 1・2・6号住居跡（第3-93図）

3軒の住居が重複している。1号住居跡は東西3 m95、南北2 m85でカマドは北側壁のやや東側による。北側周溝内から石製紡錘車が出土した。2号住居跡は東西3 m80、南北3 m80のほぼ正方形でカマドは東側壁のやや南側による。カマド袖は1号住居跡により破壊されていたが、器設部は20cmほどの石を直立させた上面に須恵器坏を乗せていた。6号住居跡は、東西4 m25、南北2 m70の長方形で、カマドは1号住居跡のカマドが異常に大きいことから、北側壁の東側によって設置されたものと思われる。各住居は、6号（9世紀前半）—2号（9世紀中葉）—1号（9世紀～10世紀）の順に構築されたものである（文献54）。

川崎遺跡第15次 3号住居跡（第3-93図）

南北2 m65、東西4 m30の長方形の住居。周溝はカマドの設置されている東壁以外は全周している。床面は南壁直下から中央とカマド前にかけて堅く



第3-94図 川崎遺跡宅地添地区第4次3号住居跡・カマド〈1/100・1/50〉

踏み固められていた。壁高は35cmで明瞭であった。カマド内より土師器甕の破片が、覆土中より須恵器杯の破片が出土した。9世紀初頭であろう（文献54）。

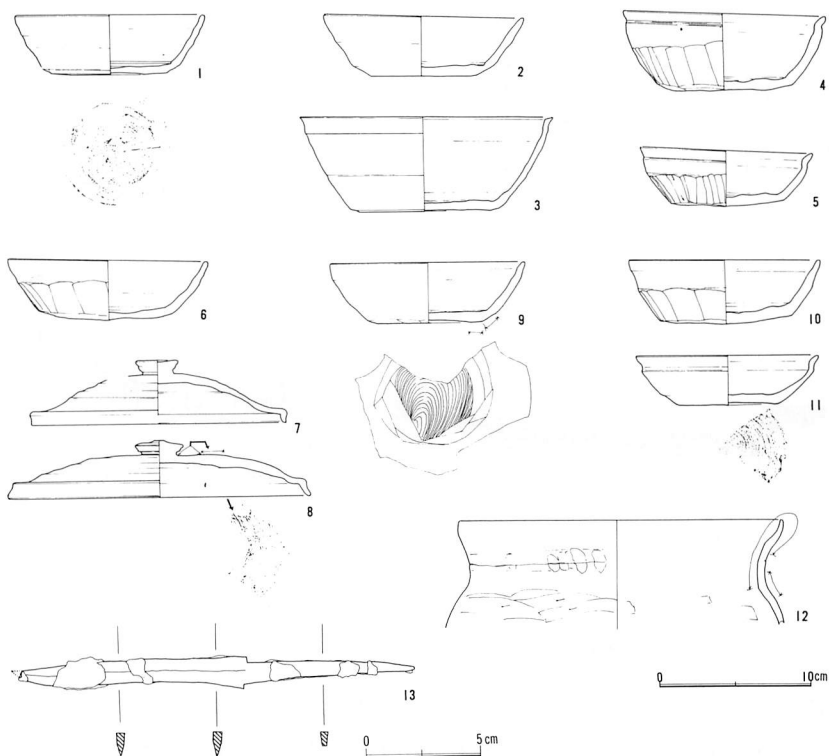
川崎遺跡第15次4号住居跡（第3-93図）

西側は調査区外にあたり、およそ半分の調査にとどまった。南北5m80の正方形になると思われる。幅20cmの広い周溝が北側と南側に設けられている。カマドは、東壁のやや南よりに設置されている。南東コーナーに50×40cmの「貯蔵穴」が設けられ、底面から約10cmの自然石が出土した。また、覆土中央に焼土が厚さ20cmの層となって堆積していた。出土土器は少量であるが、8世紀末頃～9世紀初頭の須恵器杯が主体である（文献54）。

川崎遺跡第15次5号住居跡（第3-93図）

南側は調査区外となるため、約3/4の調査である。東西は2m80でやや南側に開く。カマドは北壁の東よりに設置されていた。床面が中央からカマド前にかけて強く踏み固められていたことから、入口は南側になると考えら

Ⅱ 考 古



第3-95図 川崎遺跡宅地添第4次3号住居跡出土遺物 〈1/5・3/10〉

れる。住居の時期は南側より出土した土師器甕の口縁部破片の年代から9世紀第2四半期であると思われる（文献54）。

川崎遺跡第15次7号住居跡（第3-93図）

西側は調査区外にあたり、1/2程度の調査にとどまる。南北5 m70の正方形の大形住居になると思われる。カマドは北壁の中央とみられるところに設置されているが、調査区の関係で半分の確認である。床面はカマド前面と中央部が良く踏み固められていた。北東付近から緑釉陶器、カマド内から9世紀中葉の須恵器坏が出土した。床面から炭化材が出土したことから焼失住居と考えられる。4号住居跡覆土中の焼土はこの7号住居跡の焼失に関連したものであろう（文献54）。

川崎遺跡宅地添地区第4次3号住居跡（第3-75・94図）

Ⅱ 考 古

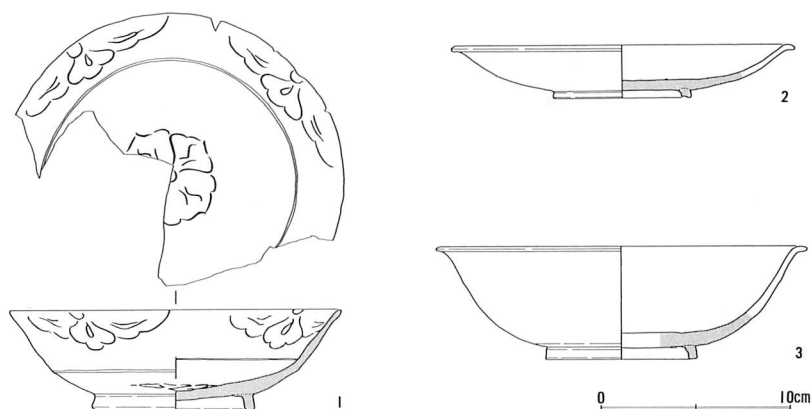
による結節を軒先先端（先端より1.9cm）の位置に一節のみ施す。池田分類（池田1995・1996）で言う幅狭工具押し引きA手法を採用している。一方、軒裏の垂木^{たるき}は一軒のみを表現している。垂木部分に垂木横幅設定のためのへら状工具沈線設定後、垂木と垂木の間を深目にへら削りすることによって表している（垂木幅は1.2cm。垂木長は3.1cm）。上記分類で言うへら削り出しC2手法を採用している。上記分類では、瓦表現に幅狭工具押し引きA手法、垂木表現にへら削り出しC2手法を採用している瓦塔を上西原類型としており、9世紀中葉を中心とした時期のものと考えている。以上から、川崎遺跡出土瓦塔^{がとう}は上西原類型瓦塔として9世紀中葉頃に位置付けることができよう。

参考文献

- 池田敏宏 1995「瓦塔屋蓋部表現手法の検討」『土曜考古』第19号
土曜考古学研究会
1996「瓦塔屋蓋部編年試論」『土曜考古』第20号
土曜考古学研究会

（7）川崎遺跡第15次出土の緑釉陶器（第3-97図、口絵31）

7号住居跡出土の陰刻花文緑釉陶器^{いんこくかもんりよくゆう}（1）は、優美にして精巧なつくりである。



第3-97図 川崎遺跡第15次出土の緑釉陶器〈1／4〉

埴類に属するもので、口縁部の中位で屈曲し稜をつくる器形から、稜埴と称される。口径17.4cm、器高5.2cm、底径8.4cmである。高台は貼り付け手法で、やや縦に長い角型高台である。この高台の上に腰の張りが強い底部と明瞭な稜がつくれ、その内面の境には浅い沈線が1条めぐる。

素地は軟質系で淡乳白色であり、一部還元焰を受けている。素地の胎土も良質で、不純物も少なく水簸されている。内外の全面は入念に徹底したヘラ磨き調整が加えられている。この素地に陰刻花文が施され、淡い緑釉が器体の全面に施されるものである。

施釉に際し、主に内面に濃緑釉が小さく斑点状に数箇所みられる。緑釉陶器の施釉技法にも、奈良三彩陶器からの技術的系譜として、緑釉の濃淡で表すという緑釉緑彩の二彩系統の技法がある。また、緑釉に銀化した箇所がみられ、供給地での使用期間が長期にわたったことも指摘できる。

花文陶器には多種多様な文様構成がある。この花文陶器は基本型の一つで、花文は見込み中央および口縁部の内面に4箇所に施されたとみられる。中央部の花文は、円形の子房を中心に4弁からなる。口縁部の4箇所には、口縁端部から中央の4弁の花文に向かって対角線上に正確に割り付けた、3弁を単位とする花文が扇状に花卉を広げて配置される。

中央に配された花文は、金器・銀器など金属器の装飾技法である毛彫・透彫り手法と同様の手法および文様意匠である。口縁部の花文もこの手法に拠っているが、3弁のうち中央の花卉の花糸に相当する彫り方が、一筆劃きであることが留意される。

この花文陶器は、文様意匠・構成および、素地が軟陶系でありその胎土と釉調からみて、猿投窯の初期緑釉陶器の特徴を余すことなく伝えるものである。その生産地は、緑釉陶器の専業窯が稼働した、猿投窯の拠点である鳴海地区とみてよい。猿投窯の主な供給先であった当時の都、平安京の出土例からも平安時代初期、9世紀前半から中頃までに製作された優品である。

2・3は2号住居跡から出土した緑釉陶器の皿・埴類の残片である。一見するとその陶器としての質感から、高級な現代陶器とみまごう雰囲気がある。特に図示した2の皿は、硬陶の素地でやや還元焰の影響により淡灰白色であるが、きめの細かい良質の胎土である。高台は貼り付け手法で、小さく低い

Ⅱ 考 古

角型高台である。また、全面に施された緑釉も厚く細貫入が認められる。このように磁器としての質感をもつ緑釉陶器は、猿投窯の初源期から初期に限られた技法を示すものであり、かつ優品の特徴である。9世紀第1四半期に属し、1と同様に猿投窯の鳴海地区で生産されたものと考えられる。

3は埴類に属する。素地は硬陶でやや厚肉につくられている。高台はしっかりした角型の貼り付け高台である。器面の全面にヘラ磨きが施されている。底部を厚手につくる手法も初期の緑釉・灰釉陶器にみられる特徴の一つである。釉調は1に類似し、同様に一部銀化した箇所がみられ、供給地での使用期間を考慮してよい。9世紀前半代に生産されたものである。

これらの緑釉陶器は、いずれも平安時代初期の官営窯で生産された猿投窯製品である。とりわけ花文陶器は、一般的交易品ではなく律令国家機構の中枢部および、文化と権威の象徴である寺院などに供給されたものである。地方においても上級官人層や僧侶などが関わる儀器、祭器、仏具に使用されたものと考えられる。

(8) 中近世の遺構と遺物

川崎遺跡第3・8・12次溝(第3-83・98図)

大型の溝1と小型の溝2が確認され、第3・12次では東西に平行し、第8次では北に延びる。溝1は第3次では3条となるが、共に曲って箱葉研状で南側に小ピットを伴うようである。第1次調査の溝1・3につながるとすれば、方形の区画溝となろう。出土遺物は中世の常滑産甕などである(文献35・44・52)。

川崎遺跡宅地添C地区調査(第3-99図)

遺構は井戸1・2、地下式坑1のほか、現代の溝も確認されている。井戸1はロート状で、井戸2の上半は地下式坑で破壊されている。地下式坑1は底面平坦で壁はほぼ垂直であり、瓦質植木鉢^{がしつ}が出土している(文献37)。

地下式坑1は近世に所属すると推定されるが、井戸2は地下式坑1に破壊されている事や出土した常滑産甕から中世のものとなる。

遺物(第3-100図)は明末^{みん}の中国製青磁碗(1)、信楽系灰釉灯明皿^{しがらき}(2)、常滑産甕(3)、堺系播鉢^{すりばち}(4)、瓦質植木鉢(5)、石臼(6)である。図示